

第2号様式

放置車両確認機関運用要領について（概要）

（令和3年5月12日 鹿交指第68号）

本通達は、放置車両確認機関の運用要領に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 駐車監視員等に対する研修
- 確認事務の実施

等である。